

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和三年二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年七月十三日奈良県指令高土第三二一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年二月四日高土第九八四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年二月四日高土第四一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂二丁目七―三番五、七―四番一の一部及び七―五番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉九二番地

株式会社香芝木材センター 代表取締役 松谷勝利

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂二丁目七―三番五、七―四番一の一部及び七―五番一四

下水道 香芝市逢坂二丁目七―三番五、七―四番一及び七―五番一四の各一部